

専門学校北日本自動車大学校 教職員研修規程

(目的)

第1条 この規程は、専門学校北日本自動車大学校が、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、職員の知識技能など能力開発に関して研修を行うことに関して必要な事項を定める。

(研修委員会)

第2条 研修委員会は、3名以内の委員により構成され、互選により委員長及び副委員長を選任する。全ての委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(活動方針)

第3条 委員会は、その設置目的を達するために、運営委員会の規定に配慮しつつ、以下の活動を推進する活動を行う。

- ① 各種研修・セミナーの開催
- ② 講師の派遣
- ③ 教材の作成
- ④ 研修プログラムの開発
- ⑤ その他

(具体的な活動)

第4条 具体的な活動については、委員会で検討・作成し、教職員に公表して活動への参加を募る。

(予算)

第5条 委員会の予算については年度の始めに運営委員会に提出し、承認を得る。

附則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。